



# 長野県報

1月23日(月)  
平成24年  
(2012年)  
第2337号

## 目 次

### 規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 1

### 告 示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) ..... 1

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) ..... 2

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課) ..... 3

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課) ..... 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(経営支援課) ..... 4

平成24年度長野県農業大学校農学部学生の再募集の実施(農業技術課) ..... 6

一般競争入札(高校教育課) ..... 8

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課) ..... 9

一般競争入札(保健厚生課) ..... 9

### 規 則

### 告 示

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布します。

平成24年1月23日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

#### 長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の高山村高井警察官駐在所の項及び高山村山田警察官駐在所の項を次のように改める。

高山村警察官 駐在所	高山村大字 高井	高山村
---------------	-------------	-----

#### 附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

警務課

#### 長野県告示第58号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字相吉日向3303の2、3303の7から3303の10まで、3303の15、3303の23、3303の27、3303の35

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第59号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

小県郡青木村大字田澤字南明通1832の1から1832の6まで、1832の7（次の図に示す部分に限る。）、1832の8、字下横手1873の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字南明通1832の1・1832の3・1832の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第61号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字北信字西ノ中屋3229の10、3296の2、3301の1、3301の3、3301の6、3302

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第60号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木祖村大字菅1739の1、1740の1から1740の4まで、1741の1、1742の1、1948の2、1948の3、1950の1から1950の3まで、1952、2721、2722の2、2722の19

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 長野県告示第62号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第64号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品中野店

中野市大字片塩字松崎58-2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年8月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,803平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 142台

(2) 駐輪場の収容台数 40台

(3) 荷さばき施設の面積 161平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル  
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カワチ薬品	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯